

議第43号

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成 2 年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中「2,770」を「2,910」に、「1,720」を「1,810」に、「6,010」を「6,310」に、「7,810」を「8,200」に、「5,410」を「5,680」に、「3,370」を「3,540」に、「11,800」を「12,400」に、「15,600」を「16,400」に、「6,490」を「6,810」に、「2,970」を「3,120」に、「10,400」を「10,900」に、「10,700」を「11,200」に、「6,830」を「7,170」に、「23,900」を「25,100」に、「30,000」を「31,500」に改め、同項第 2 号の表中「290」を「300」に、「420」を「440」に、「370」を「390」に、「470」を「490」に、「530」を「560」に、「710」を「750」に改め、別表第 2 項第 1 号の表中「2,040」を「2,140」に、「1,450」を「1,520」に、「5,060」を「5,310」に、「4,910」を「5,160」に、「4,320」を「4,540」に、「2,890」を「3,030」に、「10,100」を「10,600」に、「9,870」を「10,400」に改め、同項第 2 号の表中「230」を「240」に、「370」を「390」に、「530」を「560」に改め、別表第 3 項第 1 号の表中「710」を「750」に、「510」を「540」に、「1,800」を「1,890」に、「1,680」を「1,760」に、「1,440」を「1,510」に、「1,030」を「1,080」に、「3,600」を「3,780」に、「3,370」を「3,540」に改め、同項第 2 号の表および別表第 4 項の表中「230」を「240」に、「370」を「390」に、「530」を「560」に改め、別表第 5 項の表中「370」を「390」に、「530」を「560」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。